

議案第54号関連資料

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例(案)の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に要する経費に充てるため、新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例の概要

(1) 基金の積立額についての規定(第2条関係)

市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、用途を限定しない新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額、一般会計歳入歳出予算をもって定める積立額を、基金に積み立てる。

(2) 基金の処分について規定(第4条関係)

基金は、設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(3) その他基金について必要な事項を規定

3 施行予定期日

公布の日

4 基金の用途

市が実施する新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として、主に以下の内容に活用する。

- (1) 感染拡大の防止に要する費用
- (2) 医療体制の充実に要する費用
- (3) 市民生活の支援に要する費用